

刈谷市高齢者配食サービス（一般食） 【マルヒ食品】

一般食

幕の内弁当 700円



野菜の煮物が多く、バランスよく盛り付けてます。

※利用日は、火曜・木曜・金曜から週3日まで選択できます。
※使い捨て容器です。キザミ食・おかゆには対応していません。

電話：21-1430（刈谷市宝町）

配達可能地域

寺横町、銀座、広小路、新栄町、東陽町、寿町、
大手町、高松町、住吉町、田町、熊野町、八幡町、
宝町、高津波町、高倉町、原崎町、矢場町、丸田町、
山池町、小山町、新田町、中手町、日高町、稲場町、
新富町、池田町、青山町、東新町、恩田町、
下重原町、重原本町、神田町、一色町、八軒町、
幸町、中山町、相生町、桜町、神明町、昭和町、
南桜町、若松町

利 用 上 の 注 意 点

この事業での無料試食の提供はありません。



①費用負担と支払い方法

- ・一般食の費用負担額は、市民税の課税状況により変わります。
市民税課税世帯：弁当代全額を負担
市民税非課税世帯：弁当代から300円を引いた額を負担
- ・支払い方法は現金前払いのみです。

②配達

配達時間は業者から指定されます。

弁当を自宅にて本人に直接手渡しし、安否確認をします。

※置き配（弁当を置いておくこと・置き場所を指定すること）はできません。

③業者の変更

業者を変更したい場合は、毎月15日までに社会福祉協議会へ連絡してください。
翌月から業者変更ができます。

ただし、業者変更は原則として3か月利用後が目安となります。

④キャンセル及び休止・終了について

キャンセルは、前日の午後0時までに社会福祉協議会へ電話連絡してください。

※マルヒ食品へ直接連絡する場合は当日午前9時まで。

※前日が休日・祝日の場合は業者へ直接キャンセルの連絡をしてください。

●休止とは、旅行・入院など長期に不在になる場合に一時的に利用をやめることをいいます。休止の連絡または再開希望は、事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。休止期間が**6か月を超えた場合**は、新たに申請が必要となります。

●終了とは、今後のサービスの利用を希望しない意思を表示したうえで利用をやめることをいいます。事前に社会福祉協議会まで電話連絡をしてください。
利用終了者の再開は、新たに申請が必要となります。

※不在（受取できない等）の場合、利用者負担額として1食分の料金をいただきます。ご了承ください

申請先：刈谷市役所長寿課 電話 62-1063

問合せ先：刈谷市社会福祉協議会生活支援課

電話 23-1600（権利擁護係）